

「集落活動センター
であいの里 蜷川」の
設置に伴う条例の廃止

●介護予防拠点施設の設置及び管理に関する条例の廃止
介護予防拠点施設と位置付けられている蜷川健康支援センターは、これまで介護予防の拠点施設や、であいの里蜷川として、交流、研修、及び憩いの場などとして利用されていたが、本年度から集落活動センター事業の拠点施設として利用することとなったため、この条例を廃止するもの。

可決(全員)

Q 森 治史議員

この変更で、今までの健康相談や支援など、また、宿泊はどうなるのか。

A 宮川 健康福祉課長

引き続き、健康相談やがん検診の場として利用する。

A 森田 総務課長

宿泊事業も、その集落活動センターで引き続き行なう。

町道1路線を認定
避難道に

通車がスムーズに通行できるようになるのか。

●黒潮町道の路線認定

J A 高知はた佐賀支所前から町道本村柿政線へつなげる路線を、新本村線として町道に認定するもの。なお、この路線は、佐賀地区漁業集落環境整備事業により避難道として整備する。

可決(全員)

Q 山崎 正男議員

予定の道にある2カ所ぐらいの角の用地も購入して、普

も併せて取り組んでいる。

A 尾崎 海洋森林課長



7月以降に測量設計に入る。その後、実測量ができた段階で、あらためて地権者交渉等を行っていく。

この道路は、集落の避難道として佐賀地区漁業集落整備事業で行うので、交通の便や

普段の利用頻度を上げること

●職員定数条例の一部改正

可決(全員)

●証人等の費用弁償に関する条例の一部改正

可決(全員)

前記の2件は、上位法の農業委員会等に関する法律の一部改正により、条例の整理を図るため、条例の一部改正。

議員提出議案

●国の責任による35人以下学級の前進を求める意見書

提出議員 浅野修一
賛成議員 森 治史

趣旨 さまざまな課題を抱えた子どもたちが増えていく中、一人ひとりに行き届いた教育を保障するため、全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施してきた。国は地方の動きに後押しされ、平成23年度は小1で、平成24年度は小2の35人学級を実施したが、平成25年度以降は、4年連続で見送られている。

教育の機会均等を保障するために、国に次の事項の実現を強く要請する。
1. 国の責任で小学校3年生以降の35人以下学級を計画的に前進させること。
2. 国は前項実現のため、標準法を改正し、教職員定数改善計画を立てること。

提出先は、衆参両議院議長をはじめ、各担当大臣4人。

可決(全員)



手前の町道本村柿政線が直線的にJ A 高知はた佐賀支所(中央の電柱奥側)までつながる予定

平成28年9月30日の
前任者任期満了に伴
う推薦です。

黒潮町
入野6531番地7
松本 輝雄

黒潮町
佐賀3025番地2
村越 豊年